

# グリーン購入推進ガイドライン

平成21年6月（第11版）

## I 策定の趣旨

地球温暖化問題や廃棄物問題など、今日の環境問題の原因は大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とした生産と消費の構造に根ざしており、経済社会のあり方そのものを環境負荷の少ない持続的発展が可能なものに変えていくことが不可欠です。

このような中、我々の生活や経済活動を支える物品及び役務に伴う環境負荷についてもこれを低減していくことが急務となっており、環境物品等への需要の転換を促進していかなければなりません。

環境物品等の優先的な購入は、販売店や物品及び役務を提供する企業の行動を変えることになり、最終的には社会経済システムを環境に配慮したものに変えていくことにつながっていきます。

製品やサービスを購入する時には、購入量を最小限にすることはもちろん、値段や品質、利便性、デザインだけでなく環境のことを考え、環境への負荷ができるだけ小さいもの（エネルギー消費の少ないもの、廃棄の際に廃棄物の発生が少ないもの等）を優先して購入する必要があります。

県は、事業者として大量の物品等を調達しており、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先して購入することで事業活動から生じる環境負荷を低減し、資源循環型の持続可能な社会を構築していく必要があります。

持続可能な社会の構築に向け、香川県では「グリーン購入推進ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を策定し、このガイドラインに基づき物品等の調達を行うこととします。

また、このガイドラインを国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第10条第1項に定める地方自治体における「環境物品等の調達の推進を図るための方針」として位置付けることとします。

## Ⅱ 基本的な考え方

1. 物品等の調達総量をできるだけ抑制するよう、合理的な使用に努めるものとし、グリーン購入の推進を理由として調達総量が増加することがないように配慮する。また、調達された環境物品等については、長期使用や適正使用、分別廃棄などに留意する。

2. 物品等の調達にあたっては、予算及び事務又は事業の予定等に留意しつつ、ガイドラインに定める環境配慮仕様を満たす物品等を調達することを原則とするが、ガイドラインの環境配慮仕様にとどまらず、できる限り環境への負荷の少ない物品等の購入に努める。(ただし、ガイドラインの環境配慮仕様を満たす物品等のうち「香川県認定リサイクル製品」がある場合は、できるだけこれを選択するよう努める。)

3. ガイドラインに定めのない品目については、次のいずれかの要件を満たした物品等を選択するよう努める。

(1) 香川県認定リサイクル製品

<http://www.pref.kagawa.jp/kankyo/business/products/index.htm>

(2) 「エコマーク」、「国際エネルギースターロゴマーク」等の環境ラベリング事業の対象製品又はこれと同等のもの

(3) 物品等のライフサイクル(資源採取から製造、流通、使用、廃棄)全体について、下記の環境負荷項目について配

- ① 環境や人の健康に被害を与えるような物質の使用及び放出が削減されていること
- ② 資源やエネルギーの消費が少ないこと
- ③ 資源を持続可能な方法で採取し、有効利用していること
- ④ 長期間の使用が可能であること
- ⑤ 再使用が可能であること
- ⑥ リサイクルが可能であること
- ⑦ 再生された素材や再使用された部品を多く利用していること
- ⑧ 廃棄される時に処理や処分が容易なこと

(4) 環境保全に積極的な事業者により製造され、販売される物品等

### Ⅲ その他

1. ガイドラインにおいて、品目ごとに環境配慮仕様を満たす物品等について、調達目標を設定するものとする。
2. このガイドラインに定める品目及び環境配慮仕様等は、技術的進歩等を踏まえ、適宜見直しを行うものとする。
3. 調達の実績は、公共工事を除き各品目ごとに取りまとめ、毎年度公表する。
4. このガイドラインの環境配慮仕様を満たす物品等を選択するにあたっては、下記の団体が提供する物品等に関する情報を積極的に活用するものとする。

①(財)日本環境協会 エコマーク事務局 HP

→日本環境協会が商品類型別に設定した認定基準を満たす製品を「エコマーク商品」としてデータベース化したリスト

<http://www.ecomark.jp/>

②グリーン購入ネットワーク(GPN) HP

→グリーン購入の取り組みを促進するため、多種多様な企業や団体が環境に配慮した商品情報を提供

<http://www.gpn.jp/>

5. 環境配慮仕様一覧に定める「配慮事項」とは、物品等の購入にあたっての選択要件ではないが、さらに配慮することが望ましい事項として示したものである。

環境配慮仕様一覧

区分 (調達目標)	品目	環境配慮仕様	Eコマース 商品の 有無	配慮事項
紙類 (100%)	コピー用紙	<p>①古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合、白色度及び坪量を次の算定式により総合的に評価した総合評価値が70以上であること。</p> <p>総合評価値、評価値、指標値、加算値は以下の式による。  <math>Y = (y_1 + y_2 + y_3) + y_4 + y_5</math>  <math>y_1 = x_1 - 20 \quad (70 \leq x_1 \leq 100)</math>  <math>y_2 = x_2 + x_3 \quad (0 \leq x_2 + x_3 \leq 30)</math>  <math>y_3 = 0.5 \times x_4 \quad (0 \leq x_4 \leq 30)</math>  <math>y_4 = -x_5 + 75 \quad (60 \leq x_5 \leq 75, x_5 &lt; 60 \rightarrow x_5 = 60, x_5 &gt; 75 \rightarrow x_5 = 75)</math>  <math>y_5 = -2.5x_6 + 170 \quad (62 \leq x_6 \leq 68, x_6 &lt; 62 \rightarrow x_6 = 62, x_6 &gt; 68 \rightarrow x_6 = 68)</math></p> <p>Y 及び <math>y_1, y_2, y_3, y_4, y_5, x_1, x_2, x_3, x_4, x_5, x_6</math> は次の数値を表す。  Y (総合評価値) : <math>y_1, y_2, y_3, y_4, y_5</math> の合計値を算出し小数点以下を切り捨てた数値  <math>y_1</math> : 古紙パルプ配合率に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値  <math>y_2</math> : 森林認証材パルプ及び間伐材パルプの合計利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値  <math>y_3</math> : その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値  <math>y_4</math> : 白色度に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値  <math>y_5</math> : 坪量に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値</p> <p><math>x_1</math> : 最低保証の古紙パルプ配合率 (%)  <math>x_2</math> : 森林認証材パルプ利用割合 (%)  <math>x_2 = (\text{森林認証材パルプ} / \text{バージンパルプ}) \times (100 - x_1)</math>  <math>x_3</math> : 間伐材パルプ利用割合 (%)  <math>x_3 = (\text{間伐材パルプ} / \text{バージンパルプ}) \times (100 - x_1)</math>  <math>x_4</math> : その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合 (%)  <math>x_4 = (\text{その他の持続可能性を目指したパルプ} / \text{バージンパルプ}) \times (100 - x_1)</math></p>	○	<p>①古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。</p> <p>②バージンパルプが原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐材パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。</p> <p>③製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</p>

**X<sub>5</sub>：白色度（％）**

白色度は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値±3%の範囲内については許容する。ただし、ロットごとの色合わせの調整以外に着色された場合（意図的に白色度を下げる場合）は加算対象とならない。

**X<sub>6</sub>：坪量（g/m<sup>2</sup>）**

坪量は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値の±5%の範囲内については許容する。

②バージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たつて、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。

③製品に総合評価値及びその内訳（指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値）が記載されていること。ただし、製品にその内訳が記載できない場合は、ウェブサイト等で容易に確認できるようにし、参照先を明確にすること。

なお、総合評価指標については、県内市場の動向、制度の普及状況を総合的に勘案し、導入を進めることとし、平成21年度においては、環境配慮仕様を満足する製品を調達できない場合等にあつては、古紙パルプ配合率70%以上かつ白色度70%程度以下の製品を調達することとする。

フォーム用紙		<p>①古紙パルプ配合率70%以上かつ白色度70%程度以下</p> <p>②バージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>③塗工されているものについては、塗工量が両面で12 g/m<sup>2</sup>以下</p>	○	<p>① 製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>②バージンパルプが原料として使用される場合にあつては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p>
インクジェットカラープリンタ用塗工紙		<p>①古紙パルプ配合率70%以上</p> <p>②バージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>③塗工量が両面で20 g/m<sup>2</sup>以下であること。ただし、片面の最大塗工量は12 g/m<sup>2</sup>とする。</p>	○	<p>① 製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>②バージンパルプが原料として使用される場合にあつては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p>
印刷用紙		<p>①古紙パルプ配合率70%以上</p> <p>②バージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>③非塗工印刷用紙については、白色度70%程度以下（カラー用紙を除く）</p> <p>④塗工印刷用紙については、塗工量が両面で30g/m<sup>2</sup>以下</p> <p>⑤再生利用しにくい加工が施されていないこと。</p>	○	<p>① 製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>②バージンパルプが原料として使用される場合にあつては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p>
トイレットペーパー		古紙パルプ配合率100%	○	製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。
ティッシュペーパー		古紙パルプ配合率100%	○	

<p>納入印刷物 (100%)</p>	<p>※対象とする印刷物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・紙製の報告書類</li> <li>・ポスター、チラシ</li> <li>・パンフレット</li> </ul>	<p>①印刷用紙に係る判断の基準を満たす印刷用紙を使用すること。ただし、冊子形状のものについては表紙を除くものとし、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>②オフセット印刷については、芳香剤成分が1%以下の溶剤（動植物系統の溶剤を含む。）のみを用いる印刷用インキが使用されていること。</p> <p>③個々の印刷物の予定価格が50万円を超える印刷物については、（別表22）に示されたB、C及びDランクの古紙再生の阻害要因となる材料が使用されていないこと。ただし、印刷物の目的からやむを得ず使用する場合は、使用部位、廃棄方法を記載すること。</p>	<p>①印刷物へリサイクル適正を表示すること。</p> <p>②原稿入稿後から刷板作成までの工程において、デジタル化の推進等（DTP、CTP、DDCP方式の採用等）により廃棄物の発生が可能な限り抑制されていること。</p> <p>③印刷・加工工程上発生する損紙等のリサイクル率が可能な限り高いこと。</p> <p>④印刷板（アルミ基材のもの）のリサイクルを行っていること。</p> <p>⑤揮発性有機化合物の発生抑制に配慮されていること。</p> <p>⑥表紙の表面加工等への有害物質の発生原因となる物質の使用が可能な限り抑制されていること。</p> <p>⑦製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>⑧紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p>
-------------------------	---	--	--

<b>文具類</b> (100%)	<b>文具類共通</b>  (注) 個別の判断基準を定めている品目(●印)については、右記の判断基準に代えて、当該品目について定める判断基準を適用する。	<b>金属を除く主要材料が、以下のいずれかの要件を満たすこと、又はエコマーク同等品。</b> <b>A プラスチック：再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。</b>  <b>B 木質：間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること、又は、原料として使用される原木(間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。)が、その伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らし合法なものであること。</b>  <b>C 紙：①紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。</b> <b>②紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</b>	①製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。  ②材料に木質が含まれる場合にあっては、その原料として使用される原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること。  ③材料に紙が含まれる場合でバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
シャープペンシル			○ 残芯が可能な限り少ないこと。
シャープペンシル替芯	(容器に適用)		○
ボールペン			○ 芯が交換できること。
マーキングペン			○ 消耗品が交換又は補充できること
鉛筆			○
スタンプ台			○ インク又は液が補充できること。
朱肉		● 主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること(消耗部分を除く。)。ただし、ポストコンシューマ材料(使用済みの容器を回収し、再生した材料)からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量の60%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。	○
印章セット			○ 液が補充できること。

印箱		○	
公印		○	
ゴム印		○	
回転ゴム印		○	
定規		○	
トレー		○	
消しゴム	(ケースまたは巻き紙(スリーブ)に適用)	○	
ステープラー		○	再使用、再生利用又は適正廃棄が容易に行いうるよう に、分離又は分別の工夫がなされていること。
ステープラー針リムーバー		○	
連射式クリップ(本体)	● 主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全 体重量の70%以上使用されていること(消耗部分を除く。)ただし、 ポストコンシューマー材料からなる再生プラスチックにあっては、製品 全体重量の60%以上使用されていること。それ以外の場合にあって は、文具類共通の判断の基準を満たすこと。	○	
事務用修正具(テープ)	● 主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全 体重量の70%以上使用されていること(消耗部分を除く。)ただし、 ポストコンシューマー材料からなる再生プラスチックにあっては、製品 全体重量の60%以上使用されていること。それ以外の場合にあって は、文具類共通の判断の基準を満たすこと。	○	消耗品が交換できること。
事務用修正具(液状)	(容器に適用)	○	
クラフトテープ	● テープ基材については古紙パルプ配合率40%以上であること。また、文 具類共通の判断基準C②を満たすこと。	○	① 粘着材が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又 は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工 がされていないこと。  ② バージンパルプが使用される場合にあっては、そ の原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれてい る森林から産出されたものであること。ただし、間 伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製 材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再 生資源により製造されたバージンパルプには適用し ない。

布粘着テープ	● テープ基材（ラミネート層を除く。）については再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。	○	
両面粘着紙テープ	● テープ基材については古紙パルプ配合率40%以上であること。また、文具類共通の判断基準C②を満たすこと。	○	バージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
製本テープ	(テープ基材に適用)	○	
ブックスタンド	● テープ基材については古紙パルプ配合率40%以上であること。また、文具類共通の判断基準C②を満たすこと。	○	
ペンスタンド		○	
クリップケース		○	
はさみ		○	再使用、再生利用又は適正廃棄が容易なように、分離又は分別の工夫がなされていること。
マグネット（玉）		○	
マグネット（バー）		○	
テープカッター		○	
パンチ（手動）		○	
モルトケース（紙めくり用スポンジケース・クリームケース）	(容器に適用)	○	
鉛筆削（手動）		○	再使用、再生利用又は適正廃棄が容易なように、分離又は分別の工夫がなされていること。
OAクリーナー（ウェットタイプ）	(容器に適用)	○	内容物が補充できること。
OAクリーナー（液タイプ）		○	
ダストブロワー（エアダスター）	● オゾン層を破壊する物質及びハイドロフルオロカーボン（いわゆる代替フロン）が使用されていないこと。ただし、可燃性の高い物質が使用されている場合にあつては、製品に、その取扱いについての適切な記載がなされていること。	-	
レターケース		○	

マウスパッド		○	
カッターナイフ		○	
カッティングマット		○	マットの両面が使用できること。
OAフィルター（枠あり）	● 次のいずれかの要件を満たすこと。 ①文具類共通の判断の基準を満たすこと、又は植物を材料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。 ②枠部は、再生プラスチックが枠部全体重量の50%以上使用されていること。	○	
丸刃式紙裁断機		○	再使用、再生利用又は適正廃棄が容易なように、分離又は分別の工夫がなされていること。
デスクマット		○	
OHPフィルム	● 次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生プラスチックがプラスチック重量の30%以上使用されていること。 ②インクジェット用のものにあつては、上記①の要件を満たすこと又は植物を原料とするプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。	○	
絵筆	● 主要材料がプラスチックの場合にあつては、再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料（使用済みの容器を回収し、再生した材料）からなる再生プラスチックにあつては、製品全体重量の60%以上使用されていること。それ以外の場合にあつては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。	○	
絵の具	（容器に適用）	○	
墨汁	（容器に適用）	○	
のり（液状） （補充用を含む）	（容器に適用）	○	内容物が補充できること。
のり（澱粉のり） （補充用を含む）		○	
のり（固形）	（容器・ケースに適用）	○	消耗品が交換できること。
のり（テープ）			
ファイリング用品		○	

ファイル	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ配合率70%以上であること。また、文具類共通の判断基準C②を満たすこと。それ以外の場合にあっては、次のいずれかの要件を満たすこと。</li> </ul> <p>①文具類共通の判断の基準を満たすこと。 ②クリアホルダーについては、文具類共通の判断の基準を満たすこと、又は植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。</p>	○	<p>①表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること。</p> <p>②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p>
バインダー	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ配合率70%以上であること。また、文具類共通の判断基準C②を満たすこと。</li> </ul>	○	
アルバム		○	
つづりひも	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ配合率70%以上であること。また、文具類共通の判断基準C②を満たすこと。。それ以外の場合にあっては、次のいずれかの要件を満たすこと。</li> </ul>	○	<p>バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p>
カードケース		○	
事務用封筒（紙製）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 古紙パルプ配合率40%以上 また、文具類共通の判断基準C②を満たすこと。</li> </ul>	○	<p>バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p>
窓付き封筒（紙製）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ①古紙パルプ配合率40%以上 また、文具類共通の判断基準C②を満たすこと。</li> <li>②窓部分にプラスチック製フィルムを使用している場合は、再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること、又は植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。</li> </ul>	○	
ノート	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 古紙パルプ配合率70%以上、また、文具類共通の判断基準C②を満たすこと。</li> </ul>	○	
けい紙	<p>塗工紙については塗工量が両面で30 g / m<sup>2</sup>以下、非塗工紙については白色度70%程度以下</p>	○	

起案用紙		○	
パンチラベル		○	粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。
インデックス	● 主要材料が紙の場合にあっては、原料として使用した古紙パルプの重量が製品全体重量の70%以上であること（粘着部分を除く。）。また、文具類共通の判断基準C②を満たすこと。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。	○	①バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ②粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。
タックラベル		○	
付箋紙		○	
付箋フィルム		○	粘着材が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであること。
黒板拭き		○	
ホワイトボード用イレイザー		○	
額縁		○	
ごみ箱	● 主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマー材料からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量の60%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。	○	
リサイクルボックス	● 主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマー材料からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量の61%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。	○	
名札（机上用）		○	
名札（衣服取付型・首下げ型）		○	
鍵かけ		○	
チョーク	● 再生材料が製品全体重量比で10%以上使用されていること。	○	
グラウンド用白線	● 再生材料が製品全体重量比で70%以上使用されていること。	○	

	梱包用バンド	● ①主要材料が加味の場合にあっては、古紙パルプ配合率100%であること。 ②主要材料がプラスチックの場合にあっては、ポストコンシューマー材料からなる再生プラスチックが製品全体重量の25%以上使用されていること。ただし、廃ペットボトルのリサイクル製品は除く。	○	
オフィス家具等 (100%)	いす	大部分の材料が金属類である棚又は収納用什器(表1)にあっては①の要件を、それ以外の場合にあっては、金属を除く主要材料が、プラスチックの場合は②、木質の場合は③、紙の場合は④の要件を満たすこと。また、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は③ア、紙が含まれる場合は④イの要件をそれぞれ満たすこと。	○	①修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等部品の再使用若しくは素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。特に金属部分については、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。)の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②使用される塗料は、有機溶剤及び臭気可能な限り少ないものであること。 ③製品の包装は可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。 ④材料に木質が含まれる場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。 ⑤材料に紙が含まれる場合でバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。
	机	①次の要件を満たすこと。 ア：表1に示された区分ごとの基準を上回らないこと。 イ：単一素材分解可能率が85%以上であること。 ウ：表2の評価項目ごとに評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。	○	
	棚	②再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること又は植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものがプラスチック重量の25%以上使用されていること。	○	
	収納用什器(棚以外)	③次の要件を満たすこと。 ア：間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること、又は原料として使用される原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。	○	
	ローパーテーション		○	
	コートハンガー	イ：材料からのホルムアルデヒドの放散速度が、0.02mg/m <sup>2</sup> h以下又はこれと同等のものであること。	○	
	傘立て	④次の要件を満たすこと。 ア：紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。	○	
	掲示板	イ：紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。	○	
	黒板		○	
ホワイトボード		○		

<p>OA 機器 (100%)</p>	<p>コピー機等共通</p>	<p>①使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、判断の基準（紙類参照）を満たす用紙に対応可能であること。</p> <p>②次のいずれかの要件を満たすこと。 ア：リユースに配慮したコピー機及び複合機並びに拡張性のあるデジタルコピー機（以下「コピー機等」という。）であること。</p> <p>備考）「リユースに配慮したコピー機等」とは、以下の「再生型機」又は「部品リユース型機」を指す。 ①「再生型機」とは、使用済みの製品を部分分解・洗浄・修理し、新品同等品質又は一定品質に満たない部品を交換し、専門ラインで組み立てた製品をいう。 ②「部品リユース型機」とは、使用済みの製品を全分解・洗浄・修理し、新造機と同一品質を保證できる部品を新造機と同等の製造ラインで組み立てた製品をいう。</p> <p>イ：特定の化学物質の使用が制限されたコピー機等であること。</p>	<p>①使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合は、この限りでない。</p> <p>②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>③分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>④プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p>
	<p>コピー機  複合機  拡張性のあるデジタルコピー機</p>	<p>①コピー機 ア：コピー機（毎分86枚以上の複写が可能な構造のもの、大判機、複合機及びカラーコピー機を除く。）にあつては、別表1に示された区分ごとの基準を上回らないこと。（別表3、4-1に示された区分ごとの基準を満たすこと。）</p> <p>イ：大判コピー機（カラーコピー機能を有するものを除く。）にあつては、表5-1、5-2に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>②複合機 ア：複合機（カラーコピー機能を有するもの及び大判複合機を除く。）にあつては、表6-1又は表6-2に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>イ：カラーコピー機能を有する複合機（大判複合機を除く。）にあつては、表6-2又は表6-3に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>ウ：大判複合機にあつては、表5-1又は表7に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p>	<p>○</p> <p>⑤製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>

	<p>③拡張性のあるデジタルコピー機  ア：拡張性のあるデジタルコピー機（拡張性のある大判デジタルコピー機を除く。）のうちカラーコピー機能を有するものにあつては表4-2又は表8に示された区分ごとの基準、それ以外のものにあつては表3に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>イ：拡張性のある大判デジタルコピー機にあつては、表5-1又は表9に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p>	
<p>電子計算機  （サーバを除く）</p>	<p>①電子計算機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成18年3月29日経済産業省告示50号）のエネルギー消費効率の数値を上回らないこと。</p> <p><a href="http://www.eccj.or.jp/law06/machine/pc.html">http://www.eccj.or.jp/law06/machine/pc.html</a></p> <p>②特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE）は含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p> <p>③一般行政事務用ノートパソコンの場合にあつては、搭載機器・機能の簡素化がなされていること。</p>	<p>○</p> <p>①資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>②一般行政事務用ノートパソコンにあつては、二次電池（バッテリー）の駆動時間が必要以上に長くないこと。</p> <p>③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されること。</p> <p>④筐体又は部品にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること、又は、環境負荷低減効果が確認された植物を原料とするプラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>⑤筐体又は筐体部品にマグネシウム合金が使用される場合には、再生マグネシウム合金が可能な限り使用されていること。</p> <p>⑥製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p> <p>⑦製品とともに提供されるマニュアルやリカバリCD等の付属品が可能な限り制限されていること。</p>

<p>プリンタ及びプリンタ/ファクシミリ兼用機</p>	<p>①国際エネルギースタープログラム (H19.7改正) に適合していること。</p> <p><a href="http://www.ecci.or.jp/ene-star/prod/outline.html">http://www.ecci.or.jp/ene-star/prod/outline.html</a></p> <p>②使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、判断の基準（紙類参照）を満たす用紙に対応可能であること。</p>	<p>○</p>	<p>①使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合は、この限りでない。</p> <p>②分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p>
<p>ファクシミリ</p>	<p>国際エネルギースタープログラム (H19.7改正) に適合していること。</p> <p><a href="http://www.ecci.or.jp/ene-star/prod/outline.html">http://www.ecci.or.jp/ene-star/prod/outline.html</a></p>	<p>－</p>	<p>④紙の使用量を削減できる機能を有すること（ファクシミリ除く）。</p> <p>⑤製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
<p>スキャナ</p>	<p>国際エネルギースタープログラム (H19.7改正) に適合していること。</p> <p><a href="http://www.ecci.or.jp/ene-star/prod/outline.html">http://www.ecci.or.jp/ene-star/prod/outline.html</a></p>	<p>－</p>	<p>①使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。</p> <p>②分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p>
<p>磁気ディスク装置</p>	<p>磁気ディスク装置の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成18年3月29日経済産業省告示第51号）のエネルギー消費効率の値を上回らないこと。</p> <p><a href="http://www.ecci.or.jp/law06/machine/disk.html">http://www.ecci.or.jp/law06/machine/disk.html</a></p>	<p>－</p>	<p>③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>④製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること（磁気ディスク装置除く）。</p>

ディスプレイ	<p>①国際エネルギースタープログラム (H19.7改正) に適合していること。  <a href="http://www.ecci.or.jp/ene-star/prod/outline.html">http://www.ecci.or.jp/ene-star/prod/outline.html</a></p> <p>②動作が再開されたとき、自動的に使用可能な状態に戻ること。</p> <p>③特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE）は、含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p>	○	<p>①使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。</p> <p>②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>④製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
シュレッダー	待機電力（ただし、低電力モードまたはオフモードを備える機種については、これらのモードでの消費電力）が、表10に示された区分ごとの基準を満たすこと。	ー	<p>①使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。</p> <p>②分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>④製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の付加低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p> <p>⑤裁断された紙の減容及び再生利用の容易さに配慮されていること。</p> <p>⑥低電力モード又はオフモードへの移行時間は出荷時に10分以下にセットされていること。</p>

デジタル印刷機	<p>①表11に示された区分ごとの基準を上回らないこと。</p> <p>②使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、判断の基準（紙類参照）を満たす用紙に対応可能であること。</p>	○	<p>①インク容器の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p> <p>②使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合は、この限りでない。</p> <p>③分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>④一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>⑤製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p> <p>⑥低電力モード（一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられる低電力状態をいう。以下同じ。）及びオートシャットオフモード（一定時間操作が行われなかった後に自動オフ機能によって電源を切った状態をいう。以下同じ。）への移行時間は出荷時に5分以下に設定されていること。ただし、出荷後、変更することができない構造の機械については既定値とする。</p>
記録用メディア（直径12cmのCD-R、CD-RW、DVD±R、DVD±RW、DVD-RAM）	<p>（ケースに適用）次のいずれかの要件を満たすこと</p> <p>①再生プラスチックがケース全体重量の30%以上使用されていること。</p> <p>②スリムタイプケースの場合厚さ5mm程度以下であること、又は集合タイプ（スピンドルタイプなど）であること。</p> <p>③植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。</p> <p>④紙製にあつては、古紙パルプ配合率70%以上であること。紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p>	○	<p>①材料に紙が含まれる場合でバージンパルプが原料として使用される場合にあつては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p> <p>②製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の付加低減に配慮されていること。</p>

<p>一次電池又は小形充電式電池 (単1形～単4形)</p>	<p>下記のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①一次電池にあつては、別表12に示された負荷抵抗の区分ごとの最小平均持続時間を下回らないこと。(マンガン電池以外の電池であること。)</p> <p>②小形充電式電池(二次電池)であること。</p>	<p>—</p>	<p>①使用済みの小形充電式電池の回収システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。</p> <p>②製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
<p>電子式卓上計算機</p>	<p>①使用電力の50%以上が太陽電池から供給されること。</p> <p>②再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。</p>	<p>△</p>	<p>製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
<p>携帯電話</p>	<p>①次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア. 搭載機器・機能の簡素化がなされていること。</p> <p>イ. 機器本体を交換せずに、端末に搭載するアプリケーションのバージョンアップが可能となる取組がなされていること。</p> <p>ウ. 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていることなど、別表に掲げる評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。環境配慮設計の実施状況については、その内容がウェブサイトをはじめ環境報告書等により公表され、容易に確認できること。</p>	<p>—</p>	<p>①製品の省電力化や充電器の待機時消費電力の低電力化等による省エネルギー化がなされていること。</p> <p>②筐体又は部品に希少金属類が使用されている場合、希少金属類を可能な限り減量または代替する取組がなされていること。</p> <p>③機器本体や消耗品以外の部品についても、修理するシステム、及び更新するための部品を保管するシステムがあること。</p>
<p>PHS</p>	<p>②使用済移動電話の回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること。回収及びマテリアルリサイクルのシステムについては、取組効果の数値が製造事業者、通信事業者又は販売事業者等のウェブサイトをはじめ環境報告書等により公表され、容易に確認できること。</p> <p>③回収した移動電話部品の再使用又は再生利用できない部分については、製造事業者、通信事業者又は販売事業者において適正処理されるシステムがあること。</p> <p>④バッテリー等の消耗品について、製造事業者、通信事業者又は販売事業者において修理するシステム、及び更新するための部品を保管するシステムがあること(製品製造終了後6年以上保有)。</p> <p>⑤特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p>	<p>—</p>	<p>④筐体部分におけるハロゲン系難燃剤の使用が可能な限り削減されていること。</p> <p>⑤筐体又は部品(充電器含む。)にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>⑥製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>

<p>家電製品 (100%)</p>	<p>電気冷蔵庫等(冷蔵庫・冷凍庫・冷凍冷蔵庫)</p>	<p>電気冷蔵庫の性能の向上に関する製造事業者等の判断基準(平成18年9月19日経済産業省告示第286号)及び電気冷凍庫の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等(平成18年9月19日経済産業省告示287号)により算出された基準エネルギー消費効率に100/90を乗じて整数以下を切り捨てたものを上回らないこと。(多段階評価基準☆☆☆☆以上)</p> <p><a href="http://www.ecci.or.jp/law06/machine/refrigerator.html">http://www.ecci.or.jp/law06/machine/refrigerator.html</a></p> <p><a href="http://www.ecci.or.jp/law06/machine/freezer.html">http://www.ecci.or.jp/law06/machine/freezer.html</a></p> <p>②冷媒及び断熱材発泡剤にオゾン層を破壊する物質及びハイドロフルオロカーボン(代替フロン)が使用されていないこと。</p> <p>③特定の化学物質(鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE)の含有情報がウェブサイトを始めラベル等で容易に確認できること。</p>	<p>—</p> <p>①冷媒及び断熱材発泡剤に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。</p> <p>②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>③プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>④使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。</p> <p>⑤製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
	<p>テレビジョン受信機</p>	<p>①ブラウン管を有するテレビジョン受信機(以下「ブラウン管テレビ」という。)にあっては、テレビジョン受信機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等(平成18年3月29日経済産業省告示第48号)により算出した基準エネルギー消費効率に100/118を乗じて整数以下を切り捨てたものを上回らないこと。(多段階評価基準☆☆☆☆以上)</p> <p>②液晶パネルを有するテレビジョン受信機(以下「液晶テレビ」という。)にあっては、同基準により算出した基準エネルギー消費効率に100/143を乗じて整数以下を切り捨てたものを上回らないこと。(多段階評価基準☆☆☆☆以上)</p> <p>③プラズマディスプレイパネルを有するテレビジョン受信機(以下「プラズマテレビ」という。)にあっては、同基準により算出した基準エネルギー消費効率に100/143を乗じて整数以下を切り捨てたものを上回らないこと。(多段階評価基準☆☆☆☆以上)</p> <p><a href="http://www.ecci.or.jp/law06/machine/tv.html">http://www.ecci.or.jp/law06/machine/tv.html</a></p> <p>④特定の化学物質(鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE)の含有情報がウェブサイトを始めラベル等で容易に確認できること。</p> <p>⑤地上デジタルテレビ放送に対応していること。</p>	<p>—</p> <p>①資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>③製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>

電気便座	<p>電気便座の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成19年11月26日経済産業省告示第288号）を上回らないこと。</p> <p><a href="http://www.ecci.or.jp/law06/pdf/01_19_16.pdf">http://www.ecci.or.jp/law06/pdf/01_19_16.pdf</a></p>	○	<p>①分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>②一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>③製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
電子レンジ	<p>電子レンジの性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成18年3月29日経済産業省告示第63号）の消費効率の数値を上回らないこと。</p> <p><a href="http://www.ecci.or.jp/law06/machine/microwave.html">http://www.ecci.or.jp/law06/machine/microwave.html</a></p>	○	<p>①分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>②一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>③製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
エアコンディショナー	<p>①冷暖房の用に供し、かつ、家庭用品品質表示法施行令別表第3号(七)のエアコンディショナーであって、直吹き形で壁掛け形のものうち冷房能力が4.0kW以下のものについては、エアコンディショナーの性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成18年9月19日経済産業省告示第285号）第3表により算出された基準エネルギー消費効率に92/100を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り上げたものを下回らないこと。（多段階評価基準☆☆☆☆以上）</p> <p>②上記①以外の冷暖房の用に供するエアコンディショナーについては、同基準第1表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率（ただし、家庭用品品質表示法施行令別表第3号(七)のエアコンディショナーであって、直吹き形でウィンド形又はウォール形のもの及び直吹き形で壁掛け形のものにあつては120/100を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り上げたもの）を下回らないこと。（多段階評価基準☆☆☆☆以上）</p> <p>③冷房の用にのみ供するエアコンディショナーについては、同基準第2表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。</p> <p><a href="http://www.ecci.or.jp/law06/machine/aircon.html">http://www.ecci.or.jp/law06/machine/aircon.html</a></p>	-	<p>①資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>③製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>

		<p>④冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。</p> <p>⑤特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE）の含有情報がウェブサイトを始めラベル等で容易に確認できること。</p>		
	ガスヒートポンプ式冷暖房機	<p>①一次エネルギー換算成績係数が、表13に示された区分の数値以上であること。</p> <p>②冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。</p>	—	<p>①分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>③製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
	ストーブ	<p>①ガスストーブにあつては、ストーブの性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成18年3月29日経済産業省告示第55号）の第1表のエネルギー消費効率の数値を下回らないこと。</p> <p><a href="http://www.ecci.or.jp/law06/machine/stove.html">http://www.ecci.or.jp/law06/machine/stove.html</a></p> <p>②石油ストーブにあつては、エネルギー消費効率が表14に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算出された値を下回らないこと。</p>	—	<p>①分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>③製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
温水器等 (100%)	ヒートポンプ式電気給湯器	<p>①ヒートポンプ式給湯器であつて、表15により算出した成績係数が3.50以上であること。</p> <p>②冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。</p> <p>③ハイドロフルオロカーボン（いわゆる代替フロン）が使用されていないこと。</p>	—	
	ガス温水機器	<p>ガス温水機器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成18年3月29日経済産業省告示第57号）を下回らないこと。</p> <p><a href="http://www.ecci.or.jp/law06/machine/gas_warmw.html">http://www.ecci.or.jp/law06/machine/gas_warmw.html</a></p>	—	
	石油温水機器	<p>石油温水機器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成18年3月19日経済産業省告示第57号）を下回らないこと。</p> <p><a href="http://www.ecci.or.jp/law06/machine/oil_warmw.html">http://www.ecci.or.jp/law06/machine/oil_warmw.html</a></p>	—	

	ガス調理機器	<p>①こんろ部にあつては、ガス調理機器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成18年3月29日経済産業省告示第56号）第1表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。</p> <p>②グリル部にあつては、ガス調理機器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成18年3月29日経済産業省告示第56号）第2表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の算定式を用いて算定した値を上回らないこと。</p> <p>③オープン部にあつては、ガス調理機器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成18年3月29日経済産業省告示第56号）第3表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の算定式を用いて算定した値を上回らないこと。</p> <p><a href="http://www.eccj.or.jp/law06/machine/gas_cook.html">http://www.eccj.or.jp/law06/machine/gas_cook.html</a></p>	—	
照明 (100%)	蛍光灯照明器具	<p>①Hfインバータ方式器具であること、または、蛍光ランプのみを主光源とする照明器具の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成18年3月29日経済産業省告示第47号）を下回らないこと。</p> <p><a href="http://www.eccj.or.jp/law06/machine/lamp.html">http://www.eccj.or.jp/law06/machine/lamp.html</a></p> <p>②特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p>	—	<p>①分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>③製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
	LED照明機器	<p>①エネルギー消費効率は、機器全体効率で20lm/W以上であること。</p> <p>②規格寿命は30,000時間以上であること。</p> <p>②特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p>	—	<p>①分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>③製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
	LEDを光源とした内照式表示灯	<p>①規格寿命は30,000時間以上であること。</p> <p>②特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p>	—	<p>①分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>③製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>

<p>蛍光ランプ（直管型：大きさの区分40形蛍光ランプ）</p>	<p>高周波点灯専用形（H f）であること、またはラピッドスタート形またはスタータ形である場合は、以下の基準を満たすこと。</p> <p>①エネルギー消費効率は、ランプ効率で80lm/W以上であること。</p> <p>②演色性は平均演色評価数Raが80以上であること。</p> <p>③管径は32.5（±1.5）mm以下であること。</p> <p>④水銀封入量は製品平均10mg以下であること。</p> <p>⑤定格寿命は10,000時間以上であること。</p>	<p>—</p>	<p>製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること</p>
<p>電球形状のランプ</p>	<p>使用目的に不都合がなく器具に適合する場合、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①LEDランプである場合は、定格寿命は20,000時間以上であること。</p> <p>②LED以外の電球形状のランプ（電球形蛍光ランプを含む。）である場合は、以下の基準を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エネルギー消費効率は、ランプ効率で40lm/W以上であること。</li> <li>・電球形蛍光ランプにあつては、水銀封入量は製品平均5mg以下であること</li> <li>・定格寿命は6,000時間以上であること</li> </ul>	<p>—</p>	

自動車等 (100%)	低公害車	<p>電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車、<b>プラグインハイブリッド自動車</b>、燃料電池自動車、<b>水素自動車</b>、ガソリン車については、次の①及び②を、ディーゼル車であれば③、④を、LPガス車であれば、⑤、⑥を満たしている自動車であること。</p> <p>①乗用車にあつては、「低排出ガス車認定実施要領（平成12年運輸省告示第103号。以下「認定実施要領」という。）」の基準のうち、平成17年基準排出ガス50%低減レベル以上に適合し、別表16に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車</p> <p>②軽量車、軽貨物車又は中量車にあつては、認定実施要領の基準のうち、平成17年基準排出ガス50%低減レベル以上に適合し、別表19に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車</p> <p>③乗用車にあつては、認定実施要領の基準のうち、平成17年基準排出ガス50%低減レベル以上に適合し、別表17に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車別表18に示された区分の排出ガス基準に適合し、表4に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車</p> <p>④軽量車、軽貨物車又は中量車にあつては、認定実施要領の基準のうち、平成17年基準排出ガス50%低減レベル以上別表18に示された区分ごとの排出ガス基準に適合し、燃費基準値を満たす自動車</p> <p>⑤乗用車にあつては、認定実施要領の基準のうち、平成17年基準排出ガス50%低減レベル以上に適合し、別表17に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車</p> <p>⑥軽量車、軽貨物車又は中量車にあつては、認定実施要領の基準のうち、平成17年基準排出ガス50%低減レベル以上に適合し、燃費基準値を満たす自動車</p>	-	<p>①鉛の使用量（バッテリーに使用されているものを除く。）が可能な限り削減されていること。</p> <p>②再生材が可能な限り使用されていること。</p> <p>③アイドリングストップ自動車として設計・製造されていること。</p> <p>④資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p>
	ETC対応車載器	ノンストップ自動料金支払いシステム(ETC)に対応し、自動車に取り付け、有料道路の料金所に設置されたアンテナとの間で無線通信により車両や通行料金等に関する情報のやり取りを行う装置であること。	-	
	カーナビゲーションシステム	<p>走行中の自動車の運転者に対して、次に示す情報を、車載の画面に表示あるいは音声により案内して、知らせる機能が搭載されていること。</p> <p>①走行中の自動車の現在位置・進行方向</p> <p>②周辺の道路交通状況に関する現在情報</p>		

一般公用車用タイヤ	<p>転がり抵抗が10%以上低減されたタイヤであり、スパイクタイヤではないこと。（いわゆる「エコタイヤ」であること。）</p> <p>【備考】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・タイヤ交換の際のみに適用</li> <li>・普通自動車又は小型自動車のみ適用</li> </ul>	-	<p>①製品の長寿命化に配慮されていること。</p> <p>②走行時の静粛性の確保に配慮されていること。</p> <p>③製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
2 サイクルエンジン油	<p>①生分解濃度が28日以内で60%以上であること。</p> <p>②魚類による急性毒性試験の96時間LC50値が100mg/l以上であること。</p>	○	<p>製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
消火器 (100%)	<p>消火薬剤に、再生材料が重量比で40%以上使用されていること。点検の際の消火薬剤の詰替えも含む。（エアゾール式簡易消火器、船舶・航空用消火器は含まない。）</p>	○	<p>①製品の回収及び再使用に又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。</p> <p>②分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>③プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>④使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。</p> <p>⑤製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
制服・作業服 (100%)	<p>使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維、又は<b>植物を原料とする合成繊維</b>を使用した製品については、次の要件を満たすこと。</p> <p>①再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、製品全体重量比で10%以上使用されていること。</p> <p>②植物を原料とする環境負荷低減効果が確認された合成繊維が製品全体重量比で25%以上使用されていること。</p>	○	<p>①製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>②製品使用後に回収され、原材料として再生利用されるためのシステムが整っていること。</p> <p>③再生PET樹脂から得られるポリエステル又は植物を原料とする環境負荷低減効果が確認された合成繊維以外の繊維については、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。</p>

インテリア・寝装 (100%)	カーテン 布製ブラインド	<p>①カーテンにあつては、使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂から得られるポリエステルが、製品全体重量比で10%以上使用されていること。</p> <p>②布製ブラインドにあつては、布生地に使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂から得られるポリエステルが、布生地全体重量比で10%以上使用されていること。</p>	○	<p>①製品の梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>②再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。</p>
	カーペット (織じゅうたん・ニードルパンチカーペット・タフテッドカーペット・タイルカーペット)	<p>①未利用繊維、リサイクル繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計重量が製品全体重量比で10%以上使用されていること。</p> <p>②ニードルパンチカーペットにあつては、未利用繊維、リサイクル繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計重量が製品全体重量比で10%以上使用されていること、又は植物を材料とする環境負荷低減効果が確認された合成繊維が製品全体重量比で25%以上使用されていること。</p>	○	<p>①製品の梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>②製品使用後に回収され、原材料として再生利用されるためのシステムが整っていること。</p>
	毛布	使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂から得られるポリエステルが、製品全体重量比で10%以上使用されていること。	○	①製品の梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
	ふとん	<p>次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①ふとん側地又は詰物に使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂から得られるポリエステルが、ふとん側地又は詰物の繊維重量比で10%以上使用されていること。</p> <p>②使用済みふとんの詰物を適正に洗浄、殺菌等の処理を行い、再使用した詰物が詰物の全体重量比で80%以上使用されていること。</p>	○	②再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。

ベッドフレーム	<p>金属を除く主要材料が、プラスチックの場合は①、木質の場合は②、紙の場合は③の要件を満たすこと。また、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は②ア、紙が含まれる場合は③イの要件をそれぞれ満たすこと。</p> <p>①再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること ②次の要件を満たすこと。 ア：間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること、又は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 イ：材料からのホルムアルデヒドの放散速度が、0.02mg/m<sup>2</sup>h以下又はこれと同等であること。 ③次の要件を満たすこと。 ア：紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。 イ：紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p>	○	<p>①修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等部品の再使用若しくは材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。</p> <p>②製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用若しくは再生利用システムがあること。</p> <p>③材料に木質が含まれる場合にあっては、原料として使用される原木（間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。）は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p> <p>④材料に紙が含まれる場合で、バージンパルプが原料として使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>
マットレス	<p>①主要部品（フェルトを除く）に使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂から得られるポリエステルが、ポリエステルを使用している繊維部品全体重量比で10%以上使用されていること。</p> <p>②フェルトに使用される繊維は全て未利用繊維又は反毛繊維であること。</p> <p>③材料からの遊離ホルムアルデヒドの放出量は75ppm以下であること。 ④ウレタンフォームの発泡剤にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと、及びハイドロフルオロカーボン（いわゆる代替フロン）が使用されていないこと。</p>	○	<p>①修理が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。</p> <p>②製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
作業手袋 (100%)	<p>次のいずれかの要件を満たすこと。 ①使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂から得られるポリエステルが製品重量比で50%以上使用されていること。 ②ポストコンシューマ材料からなる繊維が、製品全体重量比で50%以上使用されていること。</p>	○	<p>①未利用繊維又は反毛繊維が可能な限り使用されていること。</p> <p>②漂白剤を使用していないこと。</p>

その他繊維製品 (100%)	集会用テント	使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂から得られるポリエステルが、繊維部分の全体重量比で10%以上使用されていること。	○	製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
	ブルーシート	使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエチレン繊維を使用した製品については、再生ポリエチレンが製品全体重量比で50%以上使用されていること。	○	
	防球ネット	使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維、ポリエチレン繊維、又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次の要件を満たすこと。 ①ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂から得られるポリエステルが、製品全体重量比で10%以上使用されていること。 ②ポリエチレン繊維を使用した製品については、再生ポリエチレンが製品全体重量比で50%以上使用されていること。 ③植物を原料とする環境負荷低減効果が確認された合成繊維が製品全体重量比で25%以上使用されていること。	○	製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること
防災備蓄用品 (100%)	ペットボトル飲料水	①賞味期限が5年以上であること。 ②製品及び梱包用外箱に名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。		①回収・再使用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。 ②容器(ボトル)については、可能な限り軽量化・薄肉化が図られていること。 ③使用するボトル、ラベル・印刷、キャップ等については、使用後の再処理、再利用適正に優れた容器とするための環境配慮設計がなされていること。
	アルファ化米 乾パン 缶詰	①賞味期限が5年以上であること。 ②製品及び梱包用外箱に、名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。		回収・再使用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。
	レトルト食品等	①次のいずれかの要件を満たすこと。 ア、賞味期限が5年以上であること。 イ、賞味期限が3年以上あって、容器、付属の食器及び発熱材等について回収し再利用される仕組みがあること。 ②製品及び梱包用外箱に、名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。		回収・再使用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。

	毛布	使用される繊維のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂から得られるポリエステルが製品全体重量比で10%以上使用されていること。	<p>①製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>②再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。</p>
設備 (100%)	太陽光発電システム (公共・産業用)	<p>①太陽電池モジュール及び周辺機器について、別表20に示された項目について、情報が開示され容易に確認できること。</p> <p>②発電電力量等が確認できるものであること。</p> <p>③太陽電池モジュールの出力については、公称最大出力の80%以上を最低10年間維持できるように設計・製造されていること。</p> <p>④パワーコンディショナについては、定格負荷効率及び2分の1負荷時の部分負荷効率について、出荷時の効率の90%以上を5年以上の使用期間にわたり維持できるように設計・製造されていること。</p> <p>⑤太陽電池モジュールについては、エネルギーペイバックタイムが3年以内であること。</p> <p>⑥近隣からの日影の影響を受けるおそれが高い場合であって、陸屋根に架台を取り付け設置するものは、太陽電池のモジュール変換効率で12%を下回らないこと。ただし、薄膜系太陽電池にあつては、この限りではない。</p>	<p>①修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、○分解が容易である等部品の再使用または材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。</p> <p>②来庁者の多い施設等に設置するものにあつては、可能な限り発電電力量等を表示するなど、来庁者に対して効果の説明が可能となるよう考慮したシステムであること。</p> <p>③特定の化学物質を含有する二次電池が使用される場合には、二次電池の回収及びリサイクルシステムがあること。</p> <p>④太陽電池モジュールの外枠・フレーム・架台等にアルミニウム合金を使用する製品では、アルミニウム二次地金（再生地金）を原材料の一部として使用している合金を用いること。</p> <p>⑤鉛はんだを使用していないこと。</p>
	太陽熱利用システム (公共・産業用)	<p>①集熱媒体平均温度から気温を差し引いた値が10Kである時、集熱器の瞬時集熱効率が40%以上であること。</p> <p>②集熱器及び周辺機器について、別表21に示された項目が、ウェブサイト等で容易に確認できること。</p>	<p>①修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、○分解が容易である等部品の再使用または材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。</p> <p>②集熱器の稼働に係るエネルギーが最小限となるような設計がなされていること。</p> <p>③外枠・フレーム・架台等にアルミニウム合金を使用する製品では、アルミニウム二次地金（再生地金）を原材料の一部として使用している合金を用いること。</p> <p>④鉛はんだを使用していないこと。</p>

燃料電池	商用電源の代替として、燃料中の水素及び空気中の酸素を結合させ、電気エネルギー又は熱エネルギーを取り出すものであること。	分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。
生ゴミ処理機	バイオ式又は乾燥式等の処理方法により生ゴミの減容及び減量等を行う機器であること。	<p>①分解が容易である等材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。</p> <p>②使用時のエネルギー節減のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>③処理後の生成物は、肥料化、飼料化又はエネルギー化等により再生利用されるものであること。</p>
日射調整フィルム	<p>①次の基準を満たすこと。  ア. 遮蔽係数は0.7未満であること。  イ. 可視光線透過率は10%以上であること。  ウ. 熱貫流率<math>5.9\text{W}/(\text{m}^2\cdot\text{K})</math>未満であること。</p> <p>②日射調整性能について、適切な耐候性が確認されていること。</p> <p>③貼付前と貼付後を比較して環境負荷低減効果が確認されていること。</p> <p>④上記①から③について、ウェブサイト等により容易に確認できること、又は第三者により客観的な立場から審査されていること。</p> <p>⑤フィルムの貼付について、適切な施工に関する情報開示がなされていること。</p>	
節水機器	<p>&lt;共通&gt;電気を使用しないこと。</p> <p>①節水コマ  ア：ハンドルを<math>120^\circ</math>に開いた場合に、普通コマを組み込んだ場合に比べ20%を超え70%以下の吐水流量であること。  イ：ハンドルを全開にした場合に、普通コマを組み込んだ場合に比べ70%以上の吐水流量であること。</p> <p>②定流量弁  ア：水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水圧において、ハンドル開度全開の場合、適正吐水流量は5～8リットル/分であること。</p> <p>③泡沫キャップ  ア：水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水圧において、ハンドル（レバー）開度全開の場合、適正吐水流量が、泡沫キャップなしの同型水栓の80%以下であること。  イ：水圧0.1MPa以上、ハンドル（レバー）全開において5リットル/分以上の吐水流量であること。</p>	<p>○</p> <p>①取替用のコマにあつては、既存の水栓のコマとの取替が容易に行えること。</p> <p>②使用用途における従前どおりの使用感であること。</p> <p>③吐水口装着型にあつては、単一個装置で多様な吐水口に対応できること。</p>

特定調達品目名	分類	品目分類	品目	環境配慮仕様	配慮事項
公共工事	資材	盛土材等	建設汚泥から再生した処理土	①建設汚泥から再生された処理土であること。  ②重金属等有害物質の含有及び溶出については、 <b>土壤汚染対策法（平成14年5月29日法律第53号）及び土壤の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）を満たすこと。</b>	
			土工用水砕スラグ	天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは碎石の一部又は全部を代替して使用できる高炉水砕スラグが使用された土工用材料であること。	鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。
			銅スラグを用いたケーソン中詰め材	ケーソン中詰め材として、天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは碎石の一部又は全部を代替して使用することができる銅スラグであること。	
			フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	ケーソン中詰め材として、天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは碎石の一部又は全部を代替して使用することができるフェロニッケルスラグであること。	
		地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ	サンドコンパクションパイル工法において、天然砂（海砂、山砂）の全部を代替して使用することができる製鋼スラグであること。	鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。
		アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物	アスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれていること。	
			鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	加熱アスファルト混合物の骨材として、道路用鉄鋼スラグが使用されていること。	鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。
		コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材	天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは碎石の一部又は全部を代替して使用できる高炉スラグが使用された骨材であること。	鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。
			フェロニッケルスラグ骨材	天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは碎石の一部又は全部を代替して使用できるフェロニッケルスラグが使用された骨材であること。	
			銅スラグ骨材	天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは碎石の一部又は全部を代替して使用できる銅スラグ骨材が使用された骨材であること。	
			電気炉酸化スラグ骨材	天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは碎石の一部又は全部を代替して使用できる電気炉酸化スラグ骨材が使用された骨材であること。	鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。

	熔融スラグ骨材	天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる熔融スラグを使用した骨材であること。	
路盤材	再生骨材等	コンクリート塊又はアスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれること。	
	鉄鋼スラグ混入路盤材	路盤材として、道路用鉄鋼スラグが使用されていること。	鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。
小径丸太材	間伐材	間伐材であって、有害な腐れ又は割れ等の欠陥がないこと。	
混合セメント	高炉セメント	高炉セメントであって、原料に30%を超える分量の高炉スラグが使用されていること。	
	フライアッシュセメント	フライアッシュセメントであって、原料に10%を超える分量のフライアッシュが使用されていること。	
セメント	エコセメント	都市ごみ焼却灰等を主原料とするセメントであって、製品1トンにつきこれらの廃棄物が乾燥ベースで500kg以上使用されていること。 （エコセメントは、高強度を必要としないコンクリート構造物又はコンクリート製品において使用するものとする。）	
コンクリート及びコンクリート製品	透水性コンクリート	透水係数 $1 \times 10^{-2} \text{cm/sec}$ 以上であること。 （「透水性コンクリート」は、雨水を浸透させる必要がある場合に、高強度を必要としない部分において使用するものとする。）	
鉄鋼スラグ水和固化体	鉄鋼スラグブロック	骨材のうち転炉スラグ、電気炉酸化スラグに示された製鋼スラグを重量比で50%以上使用していること。かつ、結合材に高炉スラグ微粉末を使用していること。	鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。
	熔融スラグを用いたコンクリート2次製品	①コンクリート2次製品の骨材として、天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂又は砕石の一部若しくは全部を代替して使用できる熔融スラグを使用していること。	
		②熔融スラグが細骨材質量の重量比で20%以上（複数の材料を使用している場合は、それらの材料の合計）使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量からは除かれるものとする。	

吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	吹付けコンクリートであって、1 m <sup>3</sup> 当たり100kg以上のフライアッシュが混和材として使用されていること。	
塗料	下塗用塗料（重防食）	鉛又はクロムを含む顔料を配合していないこと。	
	低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	水性型の路面標示用塗料であって、揮発性有機溶剤（VOC）の含有率が5%以下であること。	
舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）	①原料に再生材料（公共工事別表1の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等）を用い、焼成されたものであること。 ②再生材料が原材料の重量比で20%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。	再生材料における重金属等有害物質の含有及び溶出については、土壤汚染対策法（平成14年5月29日法律第53号）及び土壤の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）を満たすこと。
	再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）	①原料に再生材料（都市ごみ焼却灰、下水道汚泥を原料として、前処理方法として熔融スラグ化されたもの）が用いられたものであること。 ②再生材料が原材料の重量比で20%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。なお、透水性確保のために、粗骨材の混入率を上げる必要がある場合は、再生材料が原材料の重量比15%以上使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。 ③再生材料における重金属等有害物質の含有及び溶出についてもんだいがないこと。	

園芸資材	パークたい肥	<p>以下の基準を満たし、木質部より剥離された樹皮を原材料として乾燥重量比50%以上を使用し、かつ、発行補助材を除くその他の原材料には、畜ふん、動植物性残さ又は木質性廃棄物等の有機性資源を使用していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有機物の含有率（乾物） 70%以上</li> <li>・炭素窒素比〔C/N比〕 35以下</li> <li>・陽イオン交換容量〔CEC〕（乾物） 70meq/100g以上</li> <li>・pH 5.5～7.5</li> <li>・水分 55～65%以下</li> <li>・幼植物試験の結果 生育阻害その他異常が認められない</li> <li>・窒素全量〔N〕（現物） 0.5%以上</li> <li>・りん酸全量〔P<sub>2</sub>O<sub>5</sub>〕（現物） 0.2%以上</li> <li>・加里全量〔K<sub>2</sub>O〕 0.1%以上</li> </ul>	
	下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）	<p>以下の基準を満たし、下水汚泥を主原材料として重量比（脱水汚泥ベース）25%以上使用し、かつ無機質の土壌改良材を除くその他の原材料には畜ふん、動植物性残さ又は木質系廃棄物等の有機性資源を使用していること。</p> <p>②その他制限事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア. 有機物の含有率（乾物） 35%以上</li> <li>イ. 炭素窒素比〔C/N比〕 20 以下</li> <li>ウ. pH 8.5以下</li> <li>エ. 水分 50%以下</li> <li>オ. 窒素全量〔N〕（現物） 0.8%以上</li> <li>カ. りん酸全量〔P<sub>2</sub>O<sub>5</sub>〕（現物） 1.0%以上</li> <li>キ. アルカリ分（現物） 15%以下 （ただし、土壌の酸度を矯正する目的で使用する場合はこの</li> </ul>	
道路照明	環境配慮型道路照明	高圧ナトリウムランプ又はセラミックメタルハライドランプを用いた道路照明施設であって、水銀ランプを用いた照明施設と比較して電力消費量が45%以上削減されているものであること。	設置箇所に求められている光色や演色性にも配慮しつつ、適切な光源を選択すること。
中央分離帯ブロック	再生プラスチック製中央分離帯ブロック	再生プラスチックが原材料の重量比で70%以上使用されていること。	撤去後に回収して再生するシステムがあること。

タイル	陶磁器質タイル	<p>①原料に再生材料（公共工事別表2の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等）が用いられているものであること。</p> <p>②再生材料は原材料の重量比で20%以上（複数の材料を使用している場合は、それらの材料の合計）使用されていること。ただし、再生材料は重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材は除かれるものとする。</p>	再生材料における重金属等有害物質の含有及び溶出については、 <b>土壤汚染対策法（平成14年5月29日法律第53号）及び土壤の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）を満たすこと。</b>
建具	断熱サッシ・ドア	<p>建築物の窓等を通しての熱の損失を防止する建具であって、次のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・複層ガラスを用いたサッシであること。</li> <li>・二重サッシであること。</li> <li>・断熱材の使用その他これに類する有効な断熱の措置が講じられたドアであること。</li> </ul>	
製材等  （建築の木工事に おいて使用する ものに限る。）	製材	<p>①間伐材、林地残材又は小径木であること。</p> <p>②①以外の場合は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること</p>	原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である原木は除く。
	集成材 合板 単板積層材	<p>①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木の体積比割合が<b>10%以上</b>であり、かつ、それ以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>②①以外の場合は、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材及び小径木以外の木材にあっては、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>③居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。</p>	間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材及び小径木以外の木材にあっては、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。
フローリング	フローリング	①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木等を使用していること、かつ、それ以外の原料として使用される原木は、伐採に当たって、原木の生産された国、又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。	間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材及び小径木以外の木材にあっては、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。

		<p>②①以外の場合、原料として使用される原木の生産された国、又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。</p> <p>③居室の内装材にあつては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。</p>	
再生木質ボード	<p>パーティクルボード 繊維板 木質系セメント板</p>	<p>①合板、製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木・小径木（間伐材を含む。）等の再生資源である木質材料又は植物繊維の重量比配合割合が50%以上であること。 （この場合、再生資材全体に占める体積比配合率が20%以下の接着剤、混和剤等（パーティクルボードにおけるフェノール系接着剤、木質系セメント板におけるセメント等で主要な原材料相互間を接着する目的で使用されるもの）を計上せず、重量比配合率を計算することができるものとする。）</p> <p>②合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木及び小径木（間伐材を含む）等の再生資源以外の木質材料にあつては、原料の原料は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。</p> <p>②居室の内装材にあつては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。</p>	<p>合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木及び小径木（間伐材を含む）等の再生資源以外の木質材料にあつては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>
断熱材	断熱材	<p>建築物の外壁等を通して熱の損失を防止するものであって、次の要件を満たすものとする。</p> <p>①オゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。</p> <p>②ハイドロフルオロカーボン（いわゆる代替フロン）が使用されていないこと。</p> <p>③再生資源を使用している又は使用後に再生資源として使用できること。</p> <p>④断熱材のうちグラスウール又はロックウールの製造に用いる再生資源や副産物については、次の要件を満たすこと。</p>	<p>発泡プラスチック断熱材については、長期的に断熱性能を保持しつつ、可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・グラスウール：再生資源利用率は、原材料の重量比で80%以上であること。</li> <li>・ロックウール：再生資源利用率は、原材料の重量比で85%以上であること。</li> </ul>	
照明機器	照明制御システム	連続調光可能なHf蛍光灯器具及びそれらの蛍光灯器具を制御する照明制御装置からなるもので、初期照度補正制御及び外光（昼光）利用制御の機能を有していること。	
変圧器	変圧器	変圧器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成18年3月29日経済産業省告示第61号）を上回らないこと。  <a href="http://www.ecci.or.jp/law06/index.html">http://www.ecci.or.jp/law06/index.html</a>	運用時の負荷率の実態に配慮されたものであること。
空調用機器	吸収冷温水器	冷房の成績係数は次のとおりであること。 （成績係数の算出方法は日本工業規格B8622による。）  <ul style="list-style-type: none"> <li>・冷凍能力が186kW未満…成績係数1.10</li> <li>・冷凍能力が186kW以上…成績係数1.15</li> </ul>	
	氷蓄熱式空調機器	<ol style="list-style-type: none"> <li>①氷蓄熱層を有していること。</li> <li>②冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。</li> <li>③冷房の成績係数は次のとおりであること。</li> </ol> <ul style="list-style-type: none"> <li>・氷蓄熱ユニット…成績係数2.2</li> <li>・氷蓄熱式パッケージエアコンディショナー…成績係数3.0</li> </ul>	
	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	<ol style="list-style-type: none"> <li>①冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。</li> <li>②成績係数が公共工事別表3に示された区分以上の数値以上であること。</li> </ol>	
	送風機 ポンプ	高効率モーターが使用されていること。	
ビニル系床材	ビニル系床材	再生ビニル樹脂系材料の合計重量が製品の総重量比で15%以上使用されていること。	工事施工時に発生する端材の回収、再生利用システムについて配慮されていること。

	配管材	排水・通気用再生硬質塩化ビニル管	<p>①建物屋内外の排水用の硬質塩化ビニル管であって、使用済塩化ビニル管を原料とする塩化ビニルが製品全体重量比で30%以上使用されていること。</p> <p>②建物屋内の通気用の硬質塩化ビニル管であって、使用済塩化ビニル管を原料とする塩化ビニルが製品全体重量比で30%以上使用されていること。</p>	製品使用後に回収され、再生利用されるための仕組みが整っていること。	
	衛生器具	自動水栓	電氣的制御により自動的に開閉できる自動水栓であること。		
		自動洗浄装置及びその組み込み小便器	洗浄水量が4ℓ/回以下であり、また、使用状況により洗浄水量が制御されること。		
		水洗式大便器（洋風便器）	洗浄水量が10.5L/回以下であること。		
	建設機械	排出ガス対策型建設機械	搭載されているエンジンから排出される排出ガスの成分及び黒煙の量が公共工事別表4に掲げる値以下のものであること。		
		低騒音型建設機械	建設機械の騒音の測定値が公共工事別表5に掲げる値以下のものであること。		
	工法	建設発生土有効利用工法	低品質土有効利用工法	施工現場で発生する粘性土等の低品質土を、現場内で再利用することにより、建設発生土の場外搬出量を削減することができる工法であること。	
		建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法	<p>①施工現場で発生する建設汚泥を、再生利用を目的として現場内で盛土材や流動化処理土へ再生する工法であること。</p> <p>②再生処理土からの有害物質の溶出については、土壌の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）を満たすこと。</p>	

		コンクリート塊再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法	施工現場で発生するコンクリート塊を、現場内再生利用を目的としてコンクリート又は骨材に再生処理する工法であること。	
		舗装（路盤）	路上再生路盤工法	既設舗装の路盤材とアスファルト・コンクリート層を粉砕して混合し、安定処理を施し、現位置で路盤を再生する工法であること。	
		法面緑化工法	伐採材及び建設発生土を活用した法面緑化工法	施工現場における伐採材や建設発生土を、当該施工現場において有効利用する工法であること。 ただし、伐採材及び建設発生土を合算した使用量は、現地で添加する水を除いた生育基盤材料の容積比で70%以上を占めること。	
	目的物	舗装	排水性舗装	雨水を道路の路面下に浸透させて排水溝に流出させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる舗装であること。	道路交通騒音を減少させる必要がある場合に用いるものとする。
			透水性舗装	雨水を道路の路床に浸透させることができる舗装であること。	歩行者道の自動車交通がない道路の部分において、雨水を道路の路床に浸透させる必要がある場合に用いるものとする。
		屋上緑化	屋上緑化	①植物の健全な生育及び生育基盤を有するものであること。  ②ヒートアイランド現象の緩和等、都市環境改善効果を有するものであること。	①屋上緑化に適した植物材料を使用するものであること。  ②灌水への雨水利用に配慮するとともに、植物の生育基盤の保水・排水機能が適切に確保された構造であること。
役務		省エネルギー診断	省エネルギー診断の具体的項目に応じて、一級建築士等の技術資格を有する者等が他の者の空調設備、照明設備、熱源設備等の稼動状況やエネルギー使用量について調査・分析を行い、それらの結果に基づき、更なるエネルギー使用の合理化が図られるべく、設備・機器の導入、改修、運用改善について過去3年間程度のエネルギー消費実績及び光熱水費実績、設備の保有と稼動状況等の内容を含む提案を行うものであること。		

<p>食堂</p>	<p>①庁舎又は敷地内において委託契約等により営業している食堂であって、生ゴミを減容及び減量する等再生利用に係る適正な処理が行われるものであること。</p> <p>②繰り返し利用できる食器が使われていること。</p>	<p>①生ゴミ処理機等による処理後の生成物は肥料化、飼料化又はエネルギー化等により再生利用されるものであること。</p> <p>②生分解性の生ゴミ処理袋又は水切りネットを用いる場合は、生ゴミと一緒にコンポスト処理されること。</p>
<p>自動車専用タイヤ更正</p>	<p>第一磨耗終了した自動車専用タイヤの台タイヤ（ケーシング）に、路面部のゴムを張り替えて機能を復元し、再生タイヤとして第二寿命における使用を可能にするものである。</p>	<p>①ラジアル構造の推奨等製品の長寿命化に配慮されていること。</p> <p>②走行時の静粛性の確保に配慮されていること。</p> <p>③製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
<p>自動車整備</p>	<p>①自動車リサイクル部品（リユース部品（使用済自動車から取外され品質確認及び清掃等を行い商品化された自動車部品）又はリビルド部品（使用済自動車から取外され、摩耗又は劣化した構成部品を交換、再組立、品質確認及び清掃等を行い商品化された自動車部品）が使用されていること。</p> <p>②エンジン戦場を実施する場合にあたっては、以下の要件を満たすこと。</p> <p>ア、大気汚染物質がエンジン洗浄実施前後において、20%以上削減されること。  なお、エンジン洗浄を実施すべき自動車の状態については、大気汚染物質の発散防止のために通常必要となる整備の実施後において、炭化水素測定器及び一酸化炭素測定器による炭化水素及び一酸化炭素の測定結果が、表の区分ごとの値を超える場合とする。</p> <p>イ、エンジン洗浄の実施直後及び法定12ヶ月点検において判断の基準の効果を確認し通常必要となる整備が適切に実施されており、かつエンジン洗浄実施前の測定値から20%以上削減されていなかった場合無償で再度エンジン洗浄を実施する等の補償を行う体制が確保されていること。</p>	<p>①製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>②エンジン洗浄の環境負荷低減効果に係る情報の収集・蓄積が図られていること。また、エンジン洗浄に関する環境負荷低減効果や費用等に係る詳細な情報提供を積極的に行うとともに、当該情報が開示されていること。</p> <p>③自動車整備に当たって、使用するエネルギーや溶剤等の資源の適正使用に努め、環境負荷低減に配慮されていること。</p>

清掃

- ①清掃において使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、判断の基準を満たしている物品が使用されていること。
- ②洗面所の手洗い洗剤として石けん液又は石けんを使用する場合には、資源有効利用の観点から、廃油又は動植物油脂を原料とした石けん液又は石けんが使用されていること。
- ③ごみの収集は、資源ごみ（紙類、缶、びん、ペットボトル等）、生ごみ、可燃ごみ、不燃ごみを分別し、適切に回収が実施されていること。
- ④資源ごみのうち、紙類については、古紙のリサイクルに配慮した分別・回収が実施されていること。また、分別が不徹底であった場合や排出量が前月比又は前年同月比で著しく増加した場合は、施設管理者と協力して改善案の提示がなされること。
- ⑤清掃に使用する床維持剤、洗淨剤等の揮発性有機化合物の含有量が指針値以下であること。
- ⑥環境負荷低減に資する技術を有する適正な事業者であり、より環境負荷低減が図られる清掃方法等について、具体的提案が行われていること。

- ①清掃に用いる床維持剤、洗淨剤は、使用量削減又は適正量の使用に配慮されていること。
- ②補充品等は、過度な補充を行わないこと。
- ③洗剤を使用する場合は、清掃用途に応じ適切な水素イオン濃度（pH）のものが使用されていること。
- ④清掃に使用する床維持剤（ワックス）、洗淨剤等については、可能な限り指定化学物質を含まないものが使用されていること。
- ⑤清掃に当たって使用する電気、ガス等のエネルギーや水等の資源の削減に努めていること。
- ⑥建物の状況に応じた清掃の適切な頻度を提案するよう努めていること。
- ⑦清掃において使用する物品の調達に当たっては、特定調達品目に該当しない場合であっても、資源採取から廃棄に至るライフサイクル全体についての環境負荷の低減に考慮するよう努めること。

		<p>旅客輸送（自動車）</p>	<p>①エネルギーの使用の実態、エネルギー使用の合理化に係る取組効果の把握が定期的に行われていること。</p> <p>②エコドライブを推進するための措置が講じられていること。</p> <p>③エネルギー効率を維持する等環境の保全のため車両の点検・整備を実施していること。</p> <p>④旅客輸送効率の向上のための措置又は空車走行距離の削減のための措置が講じられていること。</p> <p>⑤上記①については使用実態、取組効果の数値が、上記②から④については実施の状況がウェブサイトをはじめ環境報告書等により公表され、容易に確認できること、又は第三者により客観的な立場から審査されていること。</p>	<p>①省エネ法に基づき、旅客輸送におけるエネルギーの使用の合理化の適切かつ有効な実施が図られていること。</p> <p>②低燃費・低公害車の導入を推進するとともに、可能な限り低公害車による旅客輸送が実施されていること。</p> <p>③エコドライブ推進するための措置が可能な限り導入されていること。</p> <p>④カーナビゲーションシステムやETC等、ITSの導入に努めていること。</p> <p>⑤事業所、営業所等におけるエネルギー使用実態の把握を行うとともに、当該施設におけるエネルギー使用量の削減に努めていること。</p> <p>⑥GPS-AVMシステム導入による効率的な廃車に努めていること。</p>
		<p>蛍光灯機能提供業務</p>	<p>次の要件を満たす機能提供型サービス（サービスサイジング）であること。</p> <p>①使用目的に不都合なく器具に適合する場合、蛍光灯に係る判断の基準（ランプ参照）を満たす蛍光灯が使用されていること。</p> <p>②回収した蛍光灯のうち成形品で回収されたものについては再資源化率が95%以上であること。</p> <p>③蛍光灯の適正処理終了を示す証明書を発行し、顧客に提示できること。</p>	<p>①使用済み蛍光灯の回収容器は、繰り返し使えるものを使用するなど、環境負荷低減に配慮されていること。</p> <p>②製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>③使用済み蛍光灯の回収に当たっては、施設管理者と協力し、破損なく回収するよう努めていること。</p> <p>④蛍光灯の配送・回収に監視、定期ルート便や共同配送等の効率的な物流網を構築していること。</p>

表1 大部分の材料が金属類である棚又は収納用什器(収納庫)の棚板に係る機能重量の基準

区 分	基 準
収納庫(カルテ収納棚等の特殊用途は除く。)の棚板	0.1
棚(書架・軽量棚・中量棚)の棚板	0.1

備考)棚板に適用される機能重量の基準の算出方法は、次式による。

$$\text{機能重量の基準} = \text{棚板重量(kg)} \div \text{棚耐荷量(kg)}$$

表2 大部分の材料が金属類である棚又は収納用什器に係る環境配慮設計項目

目 的	評価項目	評価基準
リデュース配慮設計	原材料の使用削減	原材料の使用量の削減をしていること。
	軽量化・減量化	部品・部材の軽量化・減量化をしていること。
リサイクル配慮設計	再生可能材料部品の使用	再生可能な材料を使用していること。
	再生可能材料部品の分離・分解の容易化	再生可能な材料を使用している部分は部品ごとに簡易に分離・分解できる接合方法であること。
		その他の部品は容易に取り外しができること。
再生資源としての利用	合成樹脂部分の材料表示を図っていること。 材質ごとに分別できる工夫を図っていること。	

表3

コピー速度(CPM: 1分当たりのコピー枚数)	基準エネルギー消費効				両面コピー機能
	A4機	B4機	A3機	A3Y機	
0 < CPM ≤ 10	≤ 11	◆	◆	◆	推奨
10 < CPM ≤ 20	≤ 17	◆	≤ 55	◆	
20 < CPM ≤ 30	≤ 69	◆	≤ 99	◆	必須
30 < CPM ≤ 40	◆	◆	≤ 125	◆	
40 < CPM ≤ 50	◆	◆	≤ 176	◆	
50 < CPM ≤ 60	◆	◆	≤ 205	◆	
60 < CPM ≤ 70	◆	◆	≤ 257	◆	
70 < CPM ≤ 80	◆	◆	≤ 286	◆	
80 < CPM ≤ 85	◆	◆	≤ 369	≤ 483	

備考)1 「A4機」、「B4機」、「A3機」、「A3Y機」とはそれぞれA4版の短辺、B4版の短辺、

A3版の短辺及びA3版の長辺を最大通紙幅とするコピー機をいう。

2 「コピー速度」とはA4版普通紙へ連続複写を行った場合の1分当たりのコピー枚数とする。

3 エネルギー消費効率の算定法についてはエネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)に基づく経済産業省告示第49号(平成18年3月29日)の「3エネルギー消費効率の測定方法」による。

4 表中「◆」を記した区分のものは、判断の基準の対象とする「コピー機」に含まれないものとする。

表4-1 コピー機に係る低電力モード消費電力等の基準

コピー速度(CPM: 1分当たりのコピー枚数)	低電力モード消費電力	低電力モードへの移行時間	低電力モードからの復帰時間	オフモード消費電力	オフモードへの移行時間	両面コピー機能
0<CPM≤20	—	—	—	≤5W	≤30分	推奨
20<CPM≤44	≤3.85×CPM+5W	≤15分	≤30秒	≤15W	≤60分	必須
44<CPM	≤3.85×CPM+5W	≤15分	≤30秒(推奨)	≤20W	≤90分	必須

表4-2 カラーコピー機能を有する拡張性のあるデジタルコピー機に係る標準消費電力の基準

画像再生速度 (ipm: 1分当たりの画像出力枚数)	標準消費電力の基準(kWh/週)	両面コピー機能
ipm≤19	≤0.20×ipm+2	推奨
19<ipm≤50	≤0.20×ipm+2	必須
50<ipm	≤0.80×ipm-28	

表5-1 大判コピー機又は大判複合機に係るスリープ移行時間、消費電力の基準

画像再生速度 (ipm: 1分当たりの画像出力枚数)	スリープへの移行時間		スリープ時消費電力
	大判コピー機	大判複合機	
ipm≤30	30分	30分	58W
30<ipm≤50		60分	
50<ipm			

表5-2 大判コピー機に係る低電力モード消費電力等の基準

コピー速度(CPM: 1分当たりのコピー枚数)	低電力モード消費電力	低電力モードへの移行時間	低電力モードからの復帰時間	オフモード消費電力	オフモードへの移行時間
0<CPM≤40	—	—	—	≤10W	≤30分
40<CPM	≤3.85×CPM+5W	≤15分	≤30秒(推奨)	≤20W	≤90分

表6-1 複合機に係る標準消費電力の基準

画像再生速度 (ipm: 1分当たりの画像出力枚数)	標準消費電力の基準 (kWh/週)	両面コピー機能
ipm≤20	≤0.20×ipm+2	推奨
20<ipm≤24	≤0.44×ipm-2.8	
24<ipm≤69	≤0.44×ipm-2.8	必須
69<ipm	≤0.80×ipm-28	

- 備考) 1 「両面コピー機能」とは、自動的に両面を画像出力することができる機能とする。以下表6-2及び表6-3において同じ。
- 2 「推奨」とは、両面コピー機能を備えていること又は両面コピー機能を付加的に備えることができることが望ましいことをいう。以下表6-2及び表6-3において同じ。
- 3 「必須」とは、両面コピー機能を備えていること又は両面コピー機能を付加的に備えることができることをいう。以下表6-2及び表6-3において同じ。

表6-2 複合機に係る低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度(ipm: 1分当たりの出力枚数)	低電力モード消費電力	低電力モードからの復帰時間	スリープモード消費電力	スリープモードへの移行時間	両面コピー機能
0<ipm≤10	—	—	≤25W	≤15分	推奨
10<ipm≤20	—	—	≤70W	≤30分	推奨
20<ipm≤44	≤3.85×ipm+50W	≤30秒	≤80W	≤60分	必須
44<ipm≤100	≤3.85×ipm+50W	≤30秒(推奨)	≤95W	≤90分	必須
100<ipm	≤3.85×ipm+50W	≤30秒(推奨)	≤105W	≤120分	必須

備考) 低電力モードへの移行時間は出荷時、15分にセット。

表6-3 カラーコピー機能を有する複合機に係る標準消費電力の基準

画像再生速度(ipm:1分当たりの出力枚数)	標準消費電力の基準(kWh/週)	両面コピー機能
$ipm \leq 19$	$\leq 0.20 \times ipm + 5$	推奨
$19 < ipm \leq 32$	$\leq 0.20 \times ipm + 5$	必須
$32 < ipm \leq 61$	$\leq 0.44 \times ipm - 2.8$	
$61 < ipm$	$\leq 0.80 \times ipm - 25$	

表7 大判複合機に係る基準

画像再生速度(ipm:1分当たりの出力枚数)	低電力モード消費電力	低電力モードからの復帰時間	スリープモード消費電力	スリープモードへの移行時間
$0 < ipm \leq 40$	—	—	$\leq 70W$	$\leq 30分$
$40 < ipm$	$\leq 4.85 \times ipm + 50W$	$\leq 30秒$ (推奨)	$\leq 105W$	$\leq 90分$

備考) 低電力モードへの移行時間は出荷時、15分にセット。

表8 拡張性のあるデジタルコピー機(モノクロコピー機以外)に係る基準(大判機を除く)

画像再生速度(IPM:1分当たりの出力枚数)	低電力モード消費電力	低電力モードからの復帰時間	オフモード消費電力	オフモードへの移行時間	両面コピー機能
$0 < IPM \leq 10$	—	—	$\leq 5W$	$\leq 15分$	推奨
$10 < IPM \leq 20$	—	—	$\leq 5W$	$\leq 30分$	推奨
$20 < IPM \leq 44$	$\leq 3.85 \times IPM + 5W$	$\leq 30秒$	$\leq 15W$	$\leq 60分$	必須
$44 < IPM \leq 100$	$\leq 3.85 \times IPM + 5W$	$\leq 30秒$ (推奨)	$\leq 20W$	$\leq 90分$	必須
$100 < IPM$	$\leq 3.85 \times IPM + 5W$	$\leq 30秒$ (推奨)	$\leq 20W$	$\leq 120分$	必須

備考) 低電力モードへの移行時間は出荷時、15分にセット。

表9 拡張性のある大判デジタルコピー機に係る低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度(ipm:1分当たりの出力枚数)	低電力モード消費電力	低電力モードからの復帰時間	オフモード消費電力	オフモードへの移行時間
$0 < ipm \leq 40$	—	—	$\leq 65W$	$\leq 30分$
$40 < ipm$	$\leq 4.85 \times ipm + 45W$	—	$\leq 100W$	$\leq 90分$

備考) 低電力モードへの移行時間は出荷時、15分にセット。

表4~9に関する備考)

- 消費電力の測定方法については国際エネルギースタープログラム制度運用細則別表第2による。
- 低電力モードの消費電力が常にオフモード又はスリープモードの消費電力を満たす場合は、オフモード又はスリープモードを備える必要はない。

3 用語説明

低電力モード:一定時間操作が行われなかった後、自動的に切りかえられ実現される低電力状態。

※オフモード:一定時間が経過した後、自動オフ機能によって電源を切った状態。

スリープモード:低電力モードに移行後、引き続き出力動作が行われなかった場合、電源をきることをなしに自動的に切り替えられ連続的に実現される第二の低電力状態。

大判複写機、大判複合機、拡張機能付き大判デジタル複写機:A2サイズ又は17"×22"サイズ以上の用紙を処理する複写機、複合機、拡張機能付きデジタル複写機。

※コピー速度:1分当たりのコピー枚数(CPM)を単位とし、両面コピーは2枚と計算する。

大判コピー機を除くコピー機については、A4サイズ用紙におけるコピー速度とする。

また、大判コピー機については、当該機器の最大サイズの1分当たりのコピー枚数を次のようにA4サイズ用紙のコピー枚数に換算してコピー速度を算定する。

- ①A2サイズ用紙は、コピー枚数を4倍とすること。
- ②A1サイズ用紙は、コピー枚数を8倍とすること。
- ③A0サイズ用紙は、コピー枚数を16倍とすること。

※両面コピー機能:自動的に両面をコピーまたは画像出力することができる機能とする。

※画像再生速度:あらかじめ設定された解像度において、1分当たりの白黒画像の出力枚数(ipm)を単位とし、両面の画像出力は2枚と計算する。複写速度と印刷速度が異なる場合は、いずれか速いものを用いることにする。

一画像は、A4サイズ又は8.5"×11"サイズ用紙に、各辺からの余白を1インチ(2.54cm)、使用フォントを12ポイント、行間を一行とした白黒画像とする。

表10 シュレッダーに係る基準

区分		待機電力(低電力モードまたはオフモードを備える機種については、これらのモードの消費電力)
裁断モーターの出力	オートスタートの有無	
100W未満	有/無	<2.5W
100W以上500W未満	有	<3.0W
	無	<2.0W

備考)

- 「裁断モーターの出力」とは、裁断に用いられるモーターの出力をいう。
- 「オートスタート」とは、紙の投入により自動的に裁断を開始し、裁断が終了すると自動的に運転を停止する機能をいう。

表11 デジタル印刷機に係る基準

	デジタル印刷機エネルギー消費効率(W)			
	A3対応機		B4対応機、A4対応機	
	プリンタ機能作動時	プリンタ機能非作動時	プリンタ機能作動時	プリンタ機能非作動時
プリンタ機能標準装備型	35.5	28	22	20
上記以外	プリンタ機能あり	35.5	22	
	プリンタ機能なし		24	19

備考)

- 「プリンタ機能標準装備型」とは、パソコンの出力プリンタとして動作する機能が標準装備として付加され、製品として切り離すことのできないものをいう。
- 「上記以外」とは、拡張機能としてパソコンの出力プリンタとして動作する機能を付加できるもの及びパソコンの出力プリンタとして動作することができないものをいう。
- 「A3対応機」、「B4対応機」、「A4対応機」とは、次による。  
 A3対応機: 最大印刷領域の各辺がそれぞれ287mm、409mm以上のもの  
 B4対応機: 最大印刷領域の各辺がそれぞれ250mm、353mm以上のもの  
 A4対応機: 最大印刷領域の各辺がそれぞれ204mm、288mm以上のもの
- 低電力モード及びオートシャットオフモードへの移行時間は出荷時に5分以下にセットする。ただし、出荷後、変更することができない構造の機械についてはその値とする。
- エネルギー消費効率の算定方法については次式による。  

$$E = (A + 7 \times B) / 8$$
 A: 機械立上げ時の1時間における消費電力量(Wh)  
 ・電源の投入後、印刷速度はデフォルトで、テストチャートを使用して1版目を製版し、①の条件で印刷を行う。印刷終了後直ちに同じ条件で2版目の製版を開始し、①の条件で印刷を行う。その後その状態で放置するものとする。  
 ・電源投入後速度変更はしない。  
 B: 通常時の1時間における消費電力量(Wh)  
 ・Aの測定終了後第1版目を製版し、①の条件で印刷を行う。印刷終了後直ちに同じ条件で2版目の製版を開始し、①の条件で印刷を行う。その後その状態で放置するものとする。  
 A、Bの測定条件  
 ①一版当たりの印刷枚数 200枚/版  
 ②一時間の製版枚数 2版  
 ③一時間の印刷枚数 400枚/時  
 ④印刷速度 工場出荷時に設定された電源投入時の速度  
 ⑤テストチャート A4、画像面積比率4~7%  
 ⑥標準印刷用紙 64g/m2の上質紙  
 ⑦測定時の環境条件 温度: 21±3°C/湿度: 65±10%  
 測定前に12時間以上放置  
 ⑧プリンタ機能非作動時の測定の場合、放置時におけるオートシャットオフモードまたは低電力モードへの移行を認める。  
 ⑨低電力モード及びオートシャットオフモードへの移行時間は5分にセットする。ただし、出荷後、変更することができない構造の機械についてはその値を用いる。  
 ⑩プリンタ機能作動時の測定の場合、オートシャットオフモード機能を作動させてはならない、また、放置時における低電力モードへの移行を認める。

表12 一次電池に係る最小平均持続時間

固有の記号(形状)	負荷抵抗(Ω)	最低平均持続時間	
		初度	12ヶ月貯蔵後及び使用推奨期間内
R20(単1形)	2.2	810分	725分
	3.9	25時間	22時間
	10	81時間	72時間
	2.2	15時間	13時間
	1.5	450分	405分
R14(単2形)	3.9	770分	690分
	6.8	23時間	20時間
	20	77時間	69時間
	3.9	12時間	10時間
	43	60時間	54時間
R6(単3形)	3.9	4.0時間	3.6時間
	10	11.5時間	10.0時間
	1000mA(放電電流)	200回	180回
	24	31時間	27時間
	5.1	130分	115分
R03(単4形)	24	14.5時間	13.0時間
	10	5.0時間	4.5時間
	75	44時間	39時間
	600mA(放電電流)	140回	125回

表13 ガスヒートポンプ式冷暖房機

区分	成績係数の種類	成績係数
JIS適合機種	期間成績係数 (APF)	1.42
JIS適合外機種	一次エネルギー換算成績係数 (COP)	1.15

- 1 期間成績係数 (APF) の算出方法は、JIS B 8627-1による。
- 2 一次エネルギー換算成績係数 (COP) の算出方法については次式による。また、定格周波数が50ヘルツ・60ヘルツ共用のものにあつては、それぞれの周波数で測定した数値により算定した数値のうち小さい方の値とする。  

$$COP = (C_c / (E_{gc} + E_{ec}) + C_h / (E_{gh} + E_{eh})) / 2$$
 COP：一次エネルギー換算成績係数  
 C<sub>c</sub>：冷房標準能力 (単位：kW)  
 E<sub>gc</sub>：冷房ガス消費量 (単位：kW)  
 E<sub>ec</sub>：冷房消費電力 (単位：kW) を1kWhにつき9,760kJとして1次エネルギーに換算した値 (単位：kW)  
 C<sub>h</sub>：暖房標準能力 (単位：kW)  
 E<sub>gh</sub>：暖房ガス消費量 (単位：kW)  
 E<sub>eh</sub>：暖房消費電力 (単位：kW) を1kWhにつき9,760kJとして1次エネルギーに換算した値 (単位：kW)
- 3 冷房標準能力、冷房ガス消費量、冷房消費電力、暖房標準能力、暖房ガス消費量及び暖房消費電力については、JIS B 8627-2又はB 8627-3の規定する方法により測定する。
- 4 冷房消費電力、暖房消費電力については、室外機の実効消費電力とする。

表14 石油ストーブに係る基準エネルギー消費効率又はその算定式

区分		基準エネルギー消費効率又は算定式
給排気方式	伝熱方式	
密閉式	自然対流式	83.5
	強制対流式	86.0
半密閉式	放射式	69.0
	放射式以外のものであつて最大の燃料消費量が1.5L/h以下のもの	67.0
	放射式以外のものであつて最大の燃料消費量が1.5L/h以下のもの	$E = -3.0 \times L + 71.5$

表15 電気給湯器に係る成績係数の算出方法

成績係数 = 定格加熱能力 / 定格消費電力

定格加熱能力：ヒートポンプユニットが表に規定された定格加熱条件で運転した時に、循環する湯水に与えられる熱量。加熱ヒーターにより同時に加熱を行うシステムの場合は、その熱量も加えたものとする。(単位：kW)

定格消費電力：ヒートポンプユニットが表に規定された対角加熱条件で運転した時に、消費する電力の合計。加熱ヒーターにより同時に加熱を行うシステムの場合は、その消費電力も加えたものとする。(単位：kW)

定格加熱条件

項目	定格加熱条件(単位：℃)
外気温度(DB/WB)	16/12
給水温度	17
出湯温度	65

給水温度：ヒートポンプ式給湯器に供給される市水温度。(単位：℃)

出湯温度：ヒートポンプユニットの出口温度(単位：℃)

表16 ガソリン乗用車に係る10・15モード燃費基準

区分	燃費基準値
車両重量が 703kg未満	21.2km/L以上
車両重量が 703kg以上 828kg未満	18.8km/L以上
車両重量が 828kg以上 1,016kg未満	17.9km/L以上
車両重量が 1,016kg以上 1,266kg未満	16.0km/L以上
車両重量が 1,266kg以上 1,516kg未満	13.0km/L以上
車両重量が 1,516kg以上 1,766kg未満	10.5km/L以上
車両重量が 1,766kg以上 2,016kg未満	8.9km/L以上
車両重量が 2,016kg以上 2,266kg未満	7.8km/L以上
車両重量が 2,266kg以上	6.4km/L以上

表17 LPガス乗用車に係る10・15モード燃費基準

区分	燃費基準値
車両重量が 703kg未満	15.9km/L以上
車両重量が 703kg以上 828kg未満	14.1km/L以上
車両重量が 828kg以上 1,016kg未満	13.5km/L以上
車両重量が 1,016kg以上 1,266kg未満	12.0km/L以上
車両重量が 1,266kg以上 1,516kg未満	9.8km/L以上
車両重量が 1,516kg以上 1,766kg未満	7.9km/L以上
車両重量が 1,766kg以上 2,016kg未満	6.7km/L以上
車両重量が 2,016kg以上 2,266kg未満	5.9km/L以上
車両重量が 2,266kg以上	4.8km/L以上

表18 ディーゼル自動車に係る排出ガス基準(JC08モード)

区分	粒子状物質	窒素酸化物	非メタン炭化水素	一酸化水素
乗用車・軽量車	0.005g/km以下	0.08g/km以下	0.024g/km以下	0.63g/km以下
中量車	0.007g/km以下	0.015g/km以下	0.024g/km以下	0.63g/km以下

表19 ディーゼル乗用車に係るJC08モード燃費基準

区分	燃費基準値
車両重量が 601kg未満	24.8km/L以上
車両重量が 601kg以上 741kg未満	24.0km/L以上
車両重量が 741kg以上 856kg未満	23.1km/L以上
車両重量が 856kg以上 971kg未満	22.9km/L以上
車両重量が 971kg以上 1,081kg未満	22.6km/L以上
車両重量が 1,081kg以上 1,196kg未満	20.6km/L以上
車両重量が 1,196kg以上 1,311kg未満	18.9km/L以上
車両重量が 1,311kg以上 1,421kg未満	17.4km/L以上
車両重量が 1,421kg以上 1,531kg未満	15.8km/L以上
車両重量が 1,531kg以上 1,651kg未満	14.5km/L以上
車両重量が 1,651kg以上 1,761kg未満	13.4km/L以上
車両重量が 1,761kg以上 1,871kg未満	12.2km/L以上
車両重量が 1,871kg以上 1,991kg未満	11.2km/L以上
車両重量が 1,991kg以上 2,101kg未満	10.3km/L以上
車両重量が 2,101kg以上 2,271kg未満	9.6km/L以上
車両重量が 2,271kg以上	8.1km/L以上

表20太陽光発電装置機器に係る情報開示項目

区分	項目	確認事項
太陽電池モジュール	発電電力量の推定方法の揭示(基本状態)	JIS C 8911 で規定された基準状態で測定した年間の推定発電電力量 算定条件(用いた日射量データ、太陽電池及びパワーコンディショナの損失等)
	基準状態での発電電力量が得られない条件及び要因	影の影響、日射条件(モジュールへの影のかかり方や日射条件と発電量の下がり方の対応について、具体的に記載) 温度の影響(モジュールの温度と発電量の下がり方の対応について具体的に記載) 気候条件、地理条件(気候条件や地理条件と発電量の対応について具体的に記載) その他(配線、受光面の汚れによる損失等、具体的に記応について具体的に記載)
周辺機器	パワーコンディショナ	形式、定格容量、出力電気方式、周波数、系統連結方式等
	接続箱	形式 等
	連系保護装置	可能となる設置方法
保守点検・修理要件	二次電池	使用の有無、(有の場合)回収・リサイクル方法
	保守点検	範囲、内容
モジュール及び周辺機器	修理	範囲、内容
	廃棄	廃棄方法、廃棄時の注意事項 等
	保障体制	保障履行期限 等

表21 太陽熱利用装置機器に係る情報開示項目

区分	項目	確認事項	
集熱器	集熱量の推定方法の揭示	年間の推定集熱量 算定条件(用いた日射量データ、集熱器及び蓄熱槽の損失等)	
	瞬間瞬間効率40%が得られない条件及び要因	影の影響、日射条件(集熱器の影のかかり方や日射条件と集熱効率の下がり方の対応について、具体的に記載) 温度の影響(集熱器の温度と発電量の下がり方の対応について具体的に記載) 気候条件、地理条件(気候条件や地理条件と発電量の対応について具体的に記載) その他(配線、受光面の汚れによる損失等、具体的に記応について具体的に記載)	
	集熱器及び周辺機器	廃棄	廃棄方法、廃棄時の注意事項 等
		保守点検	保守点検の条件(点検の頻度等) 等
	保障体制	保守条件(修理・3)	

別表22

	Aランク	Bランク	Cランク	Dランク
	紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害にならない	紙へのリサイクルには阻害となるが、板紙へのリサイクルには阻害とならない	紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害になる	微量の混入でも除去することが出来ないため、紙、板紙へのリサイクルが不可能になる
①紙	【普通紙】 アート紙／コート紙／上質紙／中質紙／更紙	—	—	—
	【加工紙】 樹脂含浸透紙(水溶性のもの)	【加工紙】 色紙(青または薄いもの)／ポリエチレン等樹脂コーティング紙／ポリエチレン等樹脂ラミネート紙／グラシンペーパー／インディアペーパー	【加工紙】 色紙(赤、緑、黄または色の濃いもの)／ファンシーペーパー(表紙用等の特殊紙)／樹脂含浸紙(水溶性のものを除く)／硫酸紙／ターポリン紙／ロウ紙／セロハン／合成紙／カーボン紙／ノーカーボン紙／感	【加工紙】 捺染紙、昇華転写紙／感熱性発泡紙／芳香紙
②インキ類	凸版インキ・平版インキ・スクリーンインキ全般	—	—	—
	グラビアインキ溶剤型 フレキソインキ溶剤型	グラビアインキ水性	—	—
	【特殊インキ】 リサイクル対応型UVインキ(ハイブリッドUVインキ)／オフセット用金・銀インキ／パールインキ／OCRインキ(油性)	【特殊インキ】 UVインキ／グラビア用金・銀インキ／OCR UVインキ／EBインキ／蛍光インキ	【特殊インキ】 感熱インキ／減感インキ／磁性インキ	【特殊インキ】 昇華性インキ／発泡インキ／芳香インキ
	【特殊加工】 OPニス	—	—	—
③加工資材	【製品加工】 製本用針金、ホッチキス等／リサイクル対応型ホットメルト(難細裂化EVA系ホットメルト／PUR系ホットメルト／水	【製品加工】 製本用糸／EVA系ホットメルト	—	—
	【表面加工】 光沢コート(ニス引き、プレスコート)	【表面加工】 光沢ラミネート(P/P貼り)／UVコート、UVラミコート／箔押し	【表面加工】 クロス貼り	—
	【その他加工】 リサイクル対応型シール	【その他加工】 シール(リサイクル対応型を除く)	【その他加工】 立体印刷物(レンチキュラーレンズ使用)	—
④その他	—	【異物】 粘着テープ(リサイクル対応型)	【異物】 ガラス／金物(製本用ホッチキス、針金等除く)／土砂／木片／プラスチック類／布類／建材(石こうボード等)／不織布／粘着テープ(リサイクル対応型)	【異物】 芳香付録品(芳香剤、香水、口紅等)

別表1 舗装材の原料の前処理基準(焼成)

再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法
採石および窯業廃土	前処理方法によらず対象
無機珪砂(キラ)	
鉄鋼スラグ	
非鉄スラグ	
鋳物砂	
陶磁器屑	
石炭灰	
建材廃材	
廃ガラス(無色及び茶色の廃ガラスびんを除く)	
製紙スラッジ	
アルミスラッジ	
磨き砂汚泥	
石材屑	
都市ごみ焼却灰	
下水道汚泥	焼却灰化または熔融スラグ化
上水道汚泥	前処理方法によらず対象
湖沼等の汚泥	

別表2 陶磁器質タイルの原料の前処理基準

再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法
採石および窯業廃土	前処理方法によらず対象
無機珪砂(キラ)	
鉄鋼スラグ	
非鉄スラグ	
鋳物砂	
陶磁器屑	
石炭灰	
廃プラスチック	
建材廃材	
廃ゴム	
廃ガラス(無色及び茶色の廃ガラスびんを除く)	
製紙スラッジ	
アルミスラッジ	
磨き砂汚泥	
石材屑	
都市ごみ焼却灰	熔融スラグ化
下水道汚泥	焼却灰化または熔融スラグ化
上水道汚泥	前処理方法によらず対象
湖沼等の汚泥	

別表3 ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機の数値

JIS適合機種の場合	機関成績係数(APF)
冷房能力が $\geq 28$ kW以上35kW未満	1.67以上
冷房能力が35kW以上	1.86以上
JIS適合外機種の場合	機関成績係数(APF)
冷房能力が $\geq 28$ kW以上67kW未満	1.33以上
冷房能力が67kW以上	1.23以上

別表4 排出ガス対策型建設機械の黒煙量の基準

対象物質(単位) 出力区分	HC (g/kW・h)	NOx (g/kW・h)	CO (g/kW・h)	黒煙 (%)
7.5~15kW未満	2.4	12.4	5.7	50
15~30kW未満	1.9	10.5	5.7	50
30~272kW以下	1.3	9.2	5.0	50

別表5 建設機械の騒音の基準

機 種	機関出力(kw)	騒音値基準(dB)
ブルドーザー	P < 55	102
	55 ≦ P < 103	105
	103 ≦ P	105
バックホウ	P < 55	99
	55 ≦ P < 103	104
	103 ≦ P < 206	106
ドラムライン クラムシェル	P < 55	100
	55 ≦ P < 103	104
	103 ≦ P < 206	107
トラクターショベル	P < 55	102
	55 ≦ P < 103	104
	103 ≦ P	107
クローラークレーン トラッククレーン ホイールクレーン	P < 55	100
	55 ≦ P < 103	103
	103 ≦ P < 206	107
パイプロハンマー	P < 55	107
	55 ≦ P < 103	102
	103 ≦ P	104
アースオーガー	P < 55	100
	55 ≦ P < 103	104
	103 ≦ P	107
オールケーシング掘削機	P < 55	100
	55 ≦ P < 103	104
	103 ≦ P < 206	105
アースドリル	P < 55	100
	55 ≦ P < 103	104
	103 ≦ P	107
さく岩機(コンクリートブレイカー)		106
ロードローラー タイヤローラー 震動ローラー	P < 55	101
	55 ≦ P	104
コンクリートポンプ(車)	P < 55	100
	55 ≦ P < 103	103
	103 ≦ P	107
コンクリート圧砕機	P < 55	99
	55 ≦ P < 103	103
	103 ≦ P < 206	106
アスファルトフィニッシャー	P < 55	101
	55 ≦ P < 103	105
	103 ≦ P	107
コンクリートカッター		106
空気圧縮機	P < 55	101
	55 ≦ P	105
発動発電機	P < 55	98
	55 ≦ P	102